

随意契約理由

令和8年(2026年)2月27日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	コンビニエンスストア証明発行システム クラウドサービス利用
契約内容	コンビニエンスストア証明発行システム クラウドサービス利用
契約締結日 及び契約期間	令和8年1月30日 令和8年2月1日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店
契約金額	891,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>コンビニエンスストア証明発行システムは、令和6年(2024年)7月に実施した公募型プロポーザル「豊中市住民記録・印鑑登録等システム標準化移行対応業務」受託候補者選定手続きにおいて、選定評価委員会で審査し優先交渉権者となった富士フイルムシステムサービス株式会社が構築を行ったシステムである。</p> <p>今回行う契約はシステムのサービス利用にあたる。システムの著作権は同社に帰属されるため、本業務は富士フイルムシステムサービス株式会社しか行うことができず、随意契約を行うもの。</p>